

株主各位

第99期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

事業報告

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

京王電鉄株式会社

本内容につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.keio.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

5 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である当社監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役等で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図ります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、当社取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的で開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的で開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

(7)取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

当社において、取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

グループ各社においても同様の体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

また、取締役および使用人は、監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8)その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、当社監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

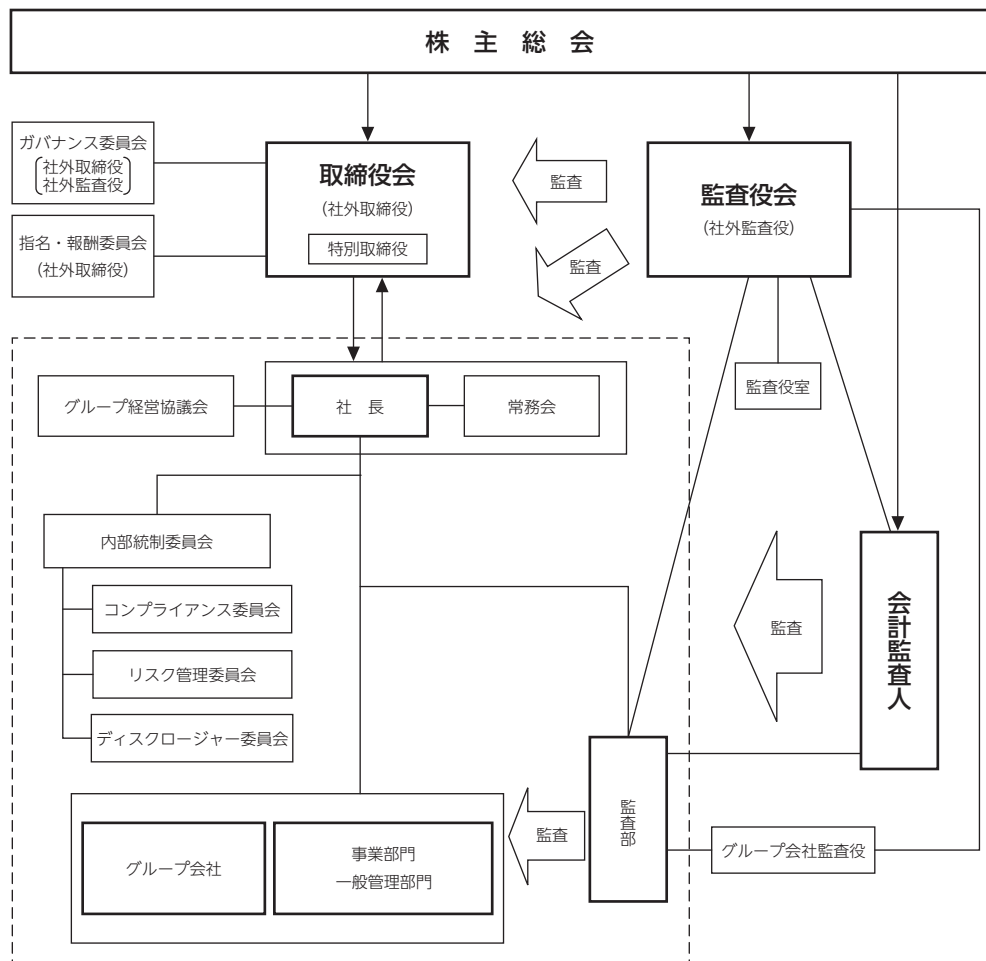
- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9)内部統制委員会

上記 (1) から (8) の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制 (2020年3月31日現在)



＜当期における運用状況の概要＞

(1)コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上をはかるため、2018年に判明した京王観光株式会社の一部支店における不正行為を踏まえ、遠隔地事業拠点においてコンプライアンス研修を実施するなど、グループ各社の役員および従業員に対する教育・啓発の取組みを強化しました。内部通報制度については、相談窓口の周知を強化したほか、ハラスメントに該当する事案がないか情報収集に努め、対応を要すると思われる事案への調査対応に取り組みました。

(2)リスクマネジメント

鉄道の事故・インシデントへの対策では、変電所火災の発生を受けて、使用電力抑制等により通常運行への早期回復に取り組んだほか、再発・被害拡大防止策として作業確認ルールの制定や異常発生を知らせる通信回線の二重化などを進めました。

自然災害等対策では、2018年9月に発生・上陸した台風24号での被害状況を踏まえ、防災行動計画（タイムライン）を策定し、9月の台風15号、10月の台風19号の上陸に際して、同計画の見直し・改善をしながら、鉄道の計画運休をはじめとした各種対策に取り組みました。また、河川氾濫や土砂災害に備え、ハザードマップ（被害予測地図）を活用した対策の検討を進めました。このほか、耐震補強工事や防雷設備の整備などに継続して取り組みました。

ラグビーワールドカップ2019™の開催に向けた取り組みでは、鉄道車両の運転台や駅ホーム、踏切への監視カメラの設置を進めたほか、警察・消防などと連携した合同訓練を実施しました。また、試合当日は駅や踏切に係員を配置するなど、大会期間中の安全輸送を確保しました。このほか、サイバーテロへの備えとして、グループ各社のウェブサイトの管理体制を強化しました。

採用難および長時間労働等への対策では、通年で採用活動を行ったほか、働き方改革への取組みとして、モバイルパソコンの導入や会議運営ルールの設定により業務効率化を進めるなど、基準外労働の削減や年休取得率の向上をはかりました。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対策については、BCP（事業継続計画）に基づき、社長を本部長とする対策総本部を立ち上げ、国内外の感染拡大状況の把握に努めるとともに、社会インフラを担う企業グループとして、感染の拡大防止と事業活動の継続に取り組みました。感染拡大防止の取組みとしては、鉄道・バスの車両について運行中の換気や定期的な消毒を実施したほか、流通業でイベント等の開催を中止するなど対策を実施しました。また、事業活動を継続するため、業務中のマスク着用の義務化など従業員の感染防止対策の徹底や従業員が発症した場合の対応手順の周知・確認を行ったほか、本社部門において時差出勤や在宅勤務を推進しました。

(3)財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

(4)内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社について遠隔地事業拠点も含めて内部監査を実施したほか、法人取引について業務フローの可視化とリスクの洗い出しを行い、リスク統制の有効性向上に取り組みました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2)当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、グループ・ガバナンスの向上や経営の透明性確保に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計・法律に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年6月27日開催の第98期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとし、

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとし、また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または当社株主総会における新株予約権無償割当ての決議で定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2019年6月27日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様へ直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- ② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされていること
- ④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- ⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑥ 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	59,023	42,011	274,501	△19,542	355,994
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△6,105		△6,105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			17,875		17,875
自 己 株 式 の 取 得				△10	△10
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	11,770	△10	11,761
当 期 末 残 高	59,023	42,012	286,271	△19,552	367,755

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	10,527	8	1,186	11,723	304	368,022
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△6,105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						17,875
自 己 株 式 の 取 得						△10
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△5,475	△4	△825	△6,306	△22	△6,328
当 期 変 動 額 合 計	△5,475	△4	△825	△6,306	△22	5,432
当 期 末 残 高	5,052	3	360	5,416	282	373,454

連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社60社のうち47社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、事業報告の「I. 企業集団の現況に関する事項 7. 主要な事業内容」に記載しております。

なお、主要な非連結子会社は、高尾登山電鉄(株)、セレクトチャー(株)、(株)京王友の会であります。

非連結子会社13社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社11社で、高尾登山電鉄(株)、セレクトチャー(株)、(株)京王友の会他8社であります。

前連結会計年度に持分法適用の子会社でありました上海京櫻商貿有限公司は、会社清算により、持分法適用の範囲から除外しております。

非連結子会社2社及び関連会社7社（関東バス(株)等）の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

② た な 卸 資 産

商品及び製品 商 品 主として売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕 掛 品 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産 262,694百万円

無形固定資産 1,844百万円

計 264,538百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 96,488百万円

短期借入金 8,747百万円

計 105,235百万円

(2) その他

担保に供している資産

仕掛品 2,150百万円

その他 186百万円

計 2,336百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 1,860百万円

短期借入金 253百万円

計 2,113百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 730,532百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 120,832百万円

4. 保証債務等

下記の債務保証を行っております。(金融機関からの借入金に対する債務保証であります。)

社員住宅融資 88百万円

住宅ローン利用者 69百万円

計 158百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	128,550,830		—		—	128,550,830

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,447,914		1,583		150	6,449,347

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加

1,583株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少

150株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,052	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	3,052	25.00	2019年9月30日	2019年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,357	27.50	2020年3月31日	2020年6月29日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式と譲渡性預金であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主に設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。

なお、支払手形及び買掛金、借入金、社債については流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（注2）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	39,979	39,979	—
(2) 受取手形及び売掛金	35,249	35,249	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	39,811	39,811	—
資産計	115,040	115,040	—
(1) 支払手形及び買掛金	16,619	16,619	—
(2) 短期借入金	70,606	70,672	66
(3) 社債	130,000	132,200	2,200
(4) 長期借入金	128,894	134,138	5,244
負債計	346,121	353,632	7,510

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 短期借入金
短期借入金のうち、短期間で決済されるものについて、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。それ以外の短期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (3) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。
- (4) 長期借入金
長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、デリバティブ取引については利用しておりません。

- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,243百万円）、関係会社株式（連結貸借対照表計上額9,115百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
 当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等（土地を含む。）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
182,103	288,957

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。
- (注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,056円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 146円40銭 |

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	59,023	32,019	9,990	42,009	7,876	4,956	254	75,000
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								
固定資産圧縮積立金の積立						2,929		
特別償却積立金の取崩							△92	
当 期 純 利 益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0	-	2,929	△92	-
当 期 末 残 高	59,023	32,019	9,990	42,009	7,876	7,886	162	75,000

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	54,711	142,799	△19,542	224,290	10,035	234,326
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△6,105	△6,105		△6,105		△6,105
固定資産圧縮積立金の積立	△2,929	-		-		-
特別償却積立金の取崩	92	-		-		-
当 期 純 利 益	13,882	13,882		13,882		13,882
自己株式の取得			△10	△10		△10
自己株式の処分			0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△5,192	△5,192
当 期 変 動 額 合 計	4,940	7,777	△10	7,768	△5,192	2,575
当 期 末 残 高	59,651	150,577	△19,552	232,058	4,843	236,902

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 販売土地及び建物 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 貯 蔵 品 移動平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - 定率法
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。(構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。)
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	4～60年
機械装置	4～17年
車両	4～20年
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4. 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 債務保証損失引当金
債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
6. 工事負担金等の会計処理
鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。
なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 264,538百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 96,488百万円

短期借入金 8,747百万円

計 105,235百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 647,274百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産 561,786百万円

土地 199,487百万円

建物 192,067百万円

構築物 132,644百万円

車両 21,147百万円

その他 16,440百万円

無形固定資産 10,377百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 117,999百万円

5. 保証債務等

当社は下記の債務保証を行っております。

被 保 証 者	金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
京王ウェルシステージ株式会社	4,039百万円	入居者への返還債務に対する保証
社 員 住 宅 融 資	88百万円	金融機関からの借入金
計	4,128百万円	

6. 関係会社に対する金銭債権

短期債権 4,316百万円 長期債権 584百万円

7. 関係会社に対する金銭債務

短期債務 102,818百万円 長期債務 6,359百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 営業収益	128,765百万円
2. 営業費	104,705百万円
運送営業費及び売上原価	56,017百万円
販売費及び一般管理費	9,930百万円
諸税	9,867百万円
減価償却費	28,889百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	28,017百万円
営業費	21,447百万円
営業取引以外の取引高	18,684百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	6,447,914		1,583		150	6,449,347

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 1,583株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買増請求による減少 150株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産

減損損失	5,761百万円
固定資産等償却超過額	2,795百万円
退職給付引当金	2,151百万円
その他の	1,769百万円
繰延税金資産合計	12,477百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△3,481百万円
その他有価証券評価差額金	△2,138百万円
前払年金費用	△1,279百万円
その他の	△556百万円
繰延税金負債合計	△7,455百万円

繰延税金資産（負債）の純額 5,022百万円

（注）繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額3,645百万円を繰延税金資産から控除しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウンティング	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の借入(純額) 支払利息	7,827 305	短期借入金	92,631

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,940円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 113円70銭 |

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。